

南島原市ニュース

令和5年4月4日

タイトル

南島原市が「ワイン・リキュール特区」を取得

令和5年3月、本市は「特産酒類の製造事業」における国の構造改革特別区域計画（特区）の認定を受けました。

この認定により、市内における指定作物を使用した果実酒（ワイン）およびリキュール製造の要件が緩和され、最低製造数量が大幅に引き下げられます。

今後、酒類製造業への新規参入者の増加を促しつつ、すでに認定済みの「どぶろく特区」との連携を図り、新たな南島原ブランドを創出することで、コロナ禍で低迷した地域経済を再び活性化させる起爆剤となることが期待されます。

【認定日】 令和5年3月31日

【特区名称】 おいしい南島原ワイン・リキュール特区

【区域範囲】 南島原市の全域

【指定作物】 8種類・・・みかん、ぽんかん、不知火、はるかぶどう、梨、桃、トマト

【緩和内容】 最低製造数量の引き下げ

■果実酒（ワイン）


6キロリットル ⇒ 2キロリットル

■リキュール

6キロリットル ⇒ 1キロリットル

| | | | |
|--------------------------|--------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当部署 | 農林水産部 農林課 | 担当者 | 小関 克稔 |
| 直通 | 0957-73-6661 | E mail | nougvousenryaku@city.minamishimabara.lg.jp |
| 詳しくは <small>☎</small> | | 検索ワード | おいしい南島原ワイン・リキュール特区 |
| 担当者 連絡先 | | | |

おいしい南島原ワイン・リキュール特区

| | | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 都道府県名： | 長崎県 |  |
| 申請主体名： | 南島原市 | |
| 区域の範囲： | 南島原市の全域 | |
| 特区の概要： | <p>南島原市とワインの関係性は古くからあり、戦国時代末期に、日本で基督教の布教を行う際、殿様や有力者へのお土産品としてワインが献上されたことが宣教師の報告書に記載されている。</p> <p>こうした歴史的経緯やぶどう、みかんをはじめとする多様な果実等の生産が盛んな本市の特徴を生かし、それらの特産品を原料としたワイン及びリキュール製造を活性化させるものである。</p> <p>これにより本市の新たな観光コンテンツを生み出し、観光客が足を運ぶきっかけの創出や滞在時間の延長を図るとともに、農林漁業体験民宿と連携した取組を通して、農産物の栽培や収穫体験、食事や宿泊を通じた交流人口の拡大を図る。</p> | |
| 適用される規制の特例措置： | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特産酒類の製造事業 | |



【ぶどう狩り体験】



【農林漁業体験民宿】

特産酒類の製造事業（特例措置番号709（710,711）） （平成20年6月措置）

<これまで>

酒類を製造しようとする者は、酒類の品目別・製造場ごとに、その製造場の所在地を所轄する税務署長の製造免許を受けなければならない。製造免許の要件の一つとして、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合は免許を受けることができない（最低製造数量基準）。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

酒税法第7条第2項

<取り巻く環境の変化>

地域ブランドの果実酒等の販売を通じて、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大を図りたいという要請が増大してきた。

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2kl、リキュールにあつては1klとする。

<主な要件>

- 地方公共団体が、構造改革特別区域内において生産される農産物等であつて地方公共団体の長が特産物として指定したものをを用いた特産酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けること。
- 当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において、地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物（当該特区内において生産されたものに限る。）や水産物（当該特区の周辺の漁場において採捕・養殖されたものに限る。）等を原料として特産酒類を製造すること。

認定計画数：129件（累計）
125件（令和5年3月末現在）
【ほか2件は国家戦略特区で活用】

◎実際の取組事例

～自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区～
（平成20年7月認定）

実施主体：吉野川市

吉野川市美郷地区は県内有数の梅産地であるが、安価な輸入青果による価格低迷、後継者不足等の問題が顕著化している。その一方で、同地区は、徳島市及び高松市から気軽に訪れる観光地という利点を持つ。

このため、生産現場を消費者自らが訪問できる環境づくりを進めることにより、「地域で生産し、地域に来て消費（購入）する」新たな地産地消モデルを構築し、生産者の顔が見える「安全・安心」な地元産梅を使用した梅酒をセールスポイントとして活用することで、新たな美郷ブランドを確立し、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図る。

